

# マイナンバーカードの保険証の利用について

マイナンバーカードの保険証の利用について

当院では、マイナンバーカード等を利用したオンライン資格確認システムを導入しております。

利用申込受付中!

## マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!



申込方法は  
特設ページでも  
確認できます!



※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。  
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。

[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)



### 医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに 置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

## どんないいことがあるの?

### より良い医療が 可能に!

本人が同意をすれば、  
初めての医療機関等でも、  
特定健診情報や今までに使った  
薬剤情報が医師等と共有できる!



カードリーダーのある  
医療機関等でマイナ保険証を  
利用したとき、初診料等が  
低くなる!  
さらに、災害時にも利用可能!

### 自身の健康管理に 役立つ!

マイナポータルで  
自身の特定健診情報や  
薬剤情報・医療費通知情報が  
閲覧できる!



### 手続きなしで限度額を超える 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても  
高額療養費制度における  
限度額を超える支払が免除される!



### オンラインで医療費控除が より簡単に!

マイナポータルを通じた  
医療費通知情報の自動入力で、  
確定申告の医療費控除が  
よりカンタンに!



### 健康保険証として ずっと使える!

就職・転職・引越をしても  
健康保険証としてずっと使える!  
医療保険者が変わる場合は、  
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。  
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

## オンライン資格確認とは

健康保険証として紐づけされたマイナンバーカード（マイナ保険証）または、健康保険証を利用してオンラインで資格情報等の確認することができる制度です。

マイナンバーカードが健康保険証として利用いただけます。

ご利用には、患者さまのご自身による事前登録が必要です。  
詳しくは、下記厚生労働省のホームページをご覧ください

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

※各種医療証（公費負担医療証・子ども医療費受給者証・特定疾患医療受給者証等）はマイナンバーによる確認を行うことが出来ませんので健康保険証はすべてご持参ください。

限度額適用認定証の申し込みが不要になります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000843688.pdf>

マイナ保険証の利用で、診療情報等の提供に同意いただいた場合、特定健診情報や診療・薬剤情報を確認し、医療の向上に役立てます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000843666.pdf>

## 医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

当院では、マイナンバーカードによる保険証の利用や問診票を通じて患者さまの診療情報を取得活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

国が定めた診療報酬算定要件に伴い、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定しております。

	マイナ保険証利用にて診療情報等提供する	診療報酬点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診	する	1点
3月に1回	しない	2点



†。